

商務部、国家発展改革委員会、財政部、税関総署、国家税務管理総局、国家市場監督管理総局による

越境電子商取引小売輸入の監督管理健全化に関する通知

商財発〔2018〕第 486 号

越境電子商取引小売輸入（以下「越境 EC 小売輸入」という）の監督管理に関する移行期間終了後の政策連携を円滑に進め、EC 小売輸入の健全な発展を促進するため、国务院の同意を得て、移行期間終了後の監督管理に関する対応方針を下記の通り通知する。

一、本通知において「越境 EC 小売輸入」とは、中国国内消費者が越境 EC 第三者プラットフォーム経営者を通じて海外より商品を購入し、「ネット通関保税輸入」（税関監督管理方式コード 1210）または「直輸入（税関監督管理方式コード 9610）」により国内へ輸送される消費行為を指す。上記商品は以下の条件を満たさなければならない：

（一）「越境 EC 小売輸入商品リスト」に掲載され、個人使用に限定され、かつ越境 EC 小売輸入税制の規定を満たすこと。

（二）税関と接続された EC プラットフォームを通じて取引を行い、取引・決済・物流の電子情報（「三単」）の突合が可能であること。

（三）税関と接続された EC プラットフォームを通じた取引ではないが、出入国国際便運送事業者、郵便事業者が関連 EC 企業・決済企業の委託を受け、対応する法的責任を負うことを承諾し、税関に対し取引・決済等の電子情報を伝送することができること。

二、越境 EC 小売輸入は主に以下の参与主体を含む：

（一）越境 EC 小売輸入事業者（以下「越境 EC 企業」という）：海外より国内消費者に対し越境 EC 小売輸入商品を販売する海外登録企業であり、商品の所有権を有する者を指す。

（二）越境 EC 第三者プラットフォーム経営者（以下「越境 EC プラットフォーム」という）：中国国内で工商登記を完了し、取引双方（消費者と越境 EC 企業）に対しウェブ空間・仮想営業場所・取引規則・取引仲介・情報掲載等のサービスを提供し、取引双方が独立して取引活動を行う情報ネットワークシステムを設置した事業者を指す。

(三) 国内サービス事業者：中国国内で工商登記を完了し、越境 EC 企業の委託を受け、申告・決済・物流・倉庫管理等のサービスを提供し、関連運営資格を保有し、税関に対し決済・物流・倉庫情報を直接提供するとともに、税関・市場監督管理等部門の事後監督管理を受け、対応する責任を負う主体を指す。

(四) 消費者：越境 EC 小売輸入商品の中国国内購入者を指す。

三、越境 EC 小売輸入商品は個人用輸入物品として扱い、商品の初回輸入許可承認書・登録または届出要件を適用しない。ただし、関係部門が輸入停止を明令した疫病発生地域由来の製品及び重大な品質安全リスクが発生した商品に対するリスク緊急処置を発動する場合はこの限りではない。

四、「政府部門・越境 EC 企業・越境 EC プラットフォーム・国内サービス事業者・消費者が各々責任を負う」との原則に基づき、各主体の責任を明確化し、有効な監督管理を実施する。

(一) 越境 EC 企業

1. 商品の品質安全に関する主体责任を負い、関連義務を規定に従い履行する。中国国内で工商登記を完了した企業 1 社を委託先とし、当該企業が税関に登録手続きを行い、虚偽のない申告責任を負い、法に従って関係部門の監督管理を受け、かつ民事連帯責任を負う。

2. 商品情報の開示、商品の返品・交換サービスの提供、不良品若しくは欠陥商品のリコール制度の構築、商品品質問題による消費者権利侵害への賠償責任等を含む、消費者権利保護責任を負う。商品に品質安全リスクが存在する、若しくは品質安全問題が発生した場合、直ちに販売を停止し、既販品をリコールして適切に処理し、市場での再流通を防止するとともに、リコール及び処理状況を税関等の監督管理部門に報告しなければならない。

3. 消費者に対する注意喚起義務を履行し、越境 EC プラットフォームと共同で、商品注文ページ若しくはその他明示箇所にリスク告知書を提示し、消費者が同意確認後に購入手続きを許可する。告知書は少なくとも以下の内容を含むものとする：

(1) 関連商品が原産地の品質・安全・衛生・環境保護・表示等に関する基準若しくは技術規範を満たすが、中国基準との差異が存在する可能性があること。消費者は関連リスクを自己負担する。

(2) 関連商品が直接海外より購入されるため、中文ラベルが付属しない可能性があり、消費者はウェブサイトで商品の中文電子ラベルを確認可能であること。

(3) 消費者が購入する商品は個人使用に限定され、再販売してはならないこと。

4. 入出荷の品質管理、倉庫内の品質管理、サプライヤー管理等を含む、商品の品質安全リスク防止管理メカニズムを構築する。

5. トレーサビリティ情報が少なくとも海外出荷地から国内消費者までの完全な物流軌跡を含むネット通関保税區輸入商品の品質トレーサビリティ体系を整備し、海外発送者・商品製造者等への上流追跡を推奨する。

6. 電子署名付きの越境 EC 小売輸入取引電子データを税関へリアルタイムに伝送し、自ら若しくは代理人を通じて税関に申告明細を提出し、対応する責任を負う。

(二) 越境 EC プラットフォーム

1. プラットフォーム運営主体は中国国内で工商登記を行い、関連規定に従い税関に登録手続きを完了し、関係部門による監督管理を受け、事後管理及び法執行業務に協力しなければならない。

2. 電子署名付きの越境 EC 小売輸入取引電子データを税関へリアルタイムに伝送し、取引の真実性及び消費者身分の真実性を審査し、対応する責任を負う。

3. プラットフォーム内の取引規則・取引安全保証・消費者権利保護・不良情報処理等の管理制度を構築する。プラットフォームへ出店申請する越境 EC 企業に対し主体身分の真実性審査を実施し、ウェブサイト上で主体身分情報及び消費者評価・苦情情報を公示するとともに、監督管理部門へ出店業者情報を提供する。出店申請する越境 EC 企業と協議を締結し、商品品質安全の主体责任・消費者権利保護及び本通知のその他関連要求事項について双方の責任・権利・義務を明確化する。

4. プラットフォーム出店企業に越境 EC 企業と国内 EC 企業が混在する場合、相互独立したブロック若しくはチャンネルを設置して越境 EC 企業と国内 EC 企業にサービスを提供するか、若しくは消費者の誤認を防止できるよう明確な識別表示をもって越境 EC 小売輸入商品と非越境商品を区別しなければならない。

5. 消費トラブル処理及び消費者権利保護自主管理制度を構築する。消費者がプラットフォーム内で商品を購入し、その法的権利が侵害を受けた場合、プラットフォームは消費者権利保護を積極的に支援するとともに、先行賠償責任を履行しなければならない。

6. 商品品質安全リスク防止管理メカニズムを構築し、ウェブサイトの明示箇所に適時に商品リスク監視情報・監督管理部門発表の警告情報等を掲載する。越境 EC 企業に対し品質安全リスク管理の強化を促し、商品に品質安全問題が発生した場合は商品のリコール・処理を徹底させ、報告を実施させる。自主的リコール措置を取らない企業に対しては、越境 EC 業務の停止処分を発動し得る。

7. 越境 EC 小売輸入商品の虚偽取引及び再販売を防止するリスク管理システムを構築し、短期間における同一購入者・同一決済口座・同一受取住所・同一連絡先で

の繰り返し大量注文、並びに他人身分の盗用による注文等の異常取引行為を監視し、適切な措置を講じて管理する。

8. 監督管理部門の要求に基づき、プラットフォーム内販売商品を効果的に管理し、越境 EC 小売輸入形式での輸入が禁止されている商品の展示や取引ページを速やかに閉鎖するとともに、関連状況を関係部門に報告する。

（三）国内サービス事業者

1. 国内で工商登記を行い、税関に対し関連資格証明書を提出し登録手続きを完了する。そのうち、決済サービスを提供する銀行機関は銀保監会若しくは旧銀監会発行の「金融許可証」を保有し、非銀行決済機関は人民銀行発行の「決済業務許可証」を保有し、決済業務範囲に「インターネット決済」を含むこと、物流企業は国家郵政局発行の「宅配便業務経営許可証」を取得すること。

2. 決済・物流企業は監督管理部門に対し、電子署名付きの越境 EC 小売輸入決済・物流電子情報をリアルタイムで正確に伝送し、データの真正性について対応する責任を負う。

3. 通関企業は越境 EC 企業の委託を受け税関に申告明細を提出し、虚偽のない申告責任を負う。

4. 物流企業は税関に対し物流リアルタイム追跡情報共有インターフェースを開放し、取引プロセスで生成された物流情報に厳格に準拠して越境 EC 小売輸入商品の国内配達業務を実施する。通関時に申告した物流情報（受取人・住所を含む）と実際の配達内容が不一致の場合、当該配達業務を中止し速やかに税関に報告しなければならない。

（四）消費者

1. 越境 EC 小売輸入商品の関税納税義務者とする。越境 EC プラットフォーム・物流企業または通関企業は税額源泉徴収義務者として、税関に納税担保を提供し、追徴課税の義務及び関連法的責任を負う。

2. 購入前に EC サイトのリスク告知書を真剣で詳細に確認し、自身のリスク許容度を考慮した上で判断し、告知書に同意した場合に限り購入手続きを実行する。

3. 購入済みの越境 EC 小売輸入商品を再販売してはならない。

（五）政府部門

1. 税関は越境 EC 小売輸入商品に対し品質安全リスク監視を実施し、商品販売前に法規に基づき必要な検疫を実行するとともに、状況に応じてリスク警告を発する。越境 EC 小売輸入商品の重大な品質安全リスクに対する緊急対応体制を構築し、市場監督管理部門は商品リコールの監督管理を強化し、越境 EC 企業及び越境 EC プ

プラットフォームに対し既販商品の安全リスク排除を促し、法に従ってリコールを実施させる。税関は関連企業に対し不適合品若しくは品質安全問題が存在する商品についてリスク軽減措置を講じさせ、未販売品については貨物として監督管理するとともに、関連事業主体の責任を法に従って追及する。食品類の越境 EC 小売輸入商品については監督管理措置を最適化し、品質安全リスク管理を徹底する。

2. 原則としてネット通販保税區輸入商品が税関特殊監督管理区域外で「ネット通販保税區輸入＋オフライン自分引き取り」方式を展開することを認めない。

3. 越境 EC 小売輸入関連企業を税関信用管理に組み入れ、信用等級に応じ差異化した通関管理措置を実施する。誠実企業と認定された場合は通関簡素化を適用し、信用不良企業と認定された場合は法に従って厳格な監督管理措置を適用する。高度認証企業情報及び信用不良企業情報を全国信用信息共有プラットフォームに共有し、「信用中国」ウェブサイト及び国家企業信用信息公示システムで公開するとともに、関連規定に基づき連携インセンティブ及び連携懲戒を実施する。

4. 密輸容疑若しくは税関監督管理規定違反の越境 EC 企業・プラットフォーム・国内サービス事業者は、税関の調査に協力し、取引生産データ（ERP データ）若しくは原始記録データを開示しなければならない。

5. 税関は、本通知の規定に違反して虚偽の「三単」情報の作成・伝達への関与、二次販売への便宜供与、注文者の身分情報の真実性に対する審査義務不履行等を行い、個人身分情報または年間購入枠の不正利用、二次販売その他の税関監督管理規定違反を招いた企業に対し、法に基づき処罰する。密輸または規制違反の疑いがある場合は、税関が法に基づき処理し、犯罪を構成する場合は法に基づき刑事責任を追及する。他人の身分情報を利用して不法に越境 EC 小売輸入業務に従事した場合、税関は密輸違反として処理するとともに、公民情報違法利用関連の法律規定に基づき関係部門に移管し、処分を実施させる。密輸違反の疑いがなく初回発覚の場合は、嚴重注意または業務停止を命じ改善を求める。再発した場合、一定期間越境 EC 小売輸入業務禁止処分を科し、他の業界主管部門に引き渡して規定に基づき処分を実施させる。

6. 企業及び個人事業主が国内市場で販売する「越境 EC 小売輸入商品リスト」対象商品について、合法輸入証明書の不存在若しくは越境 EC 小売輸入経路からの調達証明が確認できない場合、市場監督管理部門は職権に基づき処分を実施する。

五、各試験実施都市人民政府（平潭総合実験区管理委員会）は、当該地域における越境 EC 小売輸入監督管理政策試験事業の責任主体として、当該地域の試験事業の組織的指導・実施推進・総合調整・監督管理及び措置保障を担当し、当該地域における試験事業の円滑な推進を確保する。試験過程における重大問題及び状況については速やかに商務部等関係部門に報告するものとする。

六、本通知は北京・天津・上海・唐山・フフホト・瀋陽・大連・長春・ハルビン・南京・蘇州・無錫・杭州・寧波・義烏・合肥・福州・厦門（アモイ）・南昌・青島・威海・鄭州・武漢・長沙・広州・深圳・珠海・東莞・南寧・海口・重慶・成都・貴陽・昆明・西安・蘭州・平潭等 37 の都市（地域）における越境 EC 小売輸入業務に適用され、2019 年 1 月 1 日より施行する。非試験都市における直輸入業務については、本通知の関連規定を参照して実施するものとする。

企業の円滑な移行を支援するため、本通知の監督管理要件を満たしていない企業に対し、2019 年 3 月 31 日まで移行期間中の監督管理方式を引き続き適用することを認める。本通知の適用範囲外で規定に基づき越境 EC 小売輸入税制優遇を受ける場合は、「越境 EC 小売輸入商品リスト（2018 年版）」末尾注釈に記載された監督管理要件を引き続き適用する。

商務部 国家発展改革委員会 財政部
税関総署 国家税務管理総局 国家市場監督管理総局

2018 年 11 月 28 日

標 題：	商務部、国家発展改革委員会、財政部、税関総署、国家税務管理総局、国家市場監督管理総局による越境電子商取引小売輸入の監督管理健全化に関する通知	發文機関：	商務部 国家発展改革委員会 財政部 税関総署 国家税務管理総局 国家市場監督管理総局
発文字号：	商財発〔2018〕第 486 号	出 典：	商務部ウェブサイト
主題分類：	商業・貿易、税関、観光／対外経済貿易協力	公文種類：	通知
成文日付：	2018 年 11 月 28 日		

出所先：商務部 2018 年 11 月 28 日
https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2018-12/31/content_5437823.htm

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。